

サステナブル経営研究推進機構設置についての協定書

国立大学法人香川大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人長岡技術科学大学、国立大学法人広島大学、(以下「4大学」という。)が連携して設置する「サステナブル経営研究推進機構」(以下「機構」という。)について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、主に地域における消費者政策と環境政策の研究並びに教育の推進、サステナブル経営の推進等の担い手を育成するため、4大学が連携して構成する機構を設置し、機構を通じ、各大学の研究並びに教育の充実及び相互の交流、遠隔教育の推進等を図ることを目的とする。

(連携内容)

第2条 4大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 教育コンテンツの開発及び実証に関する事項
- (2) 遠隔教育に関する事項
- (3) 単位互換に関する事項
- (4) その他、機構の運営に関して必要な事項

(機構の体制)

第3条 前条に定める内容の円滑な推進を図るため、機構の下に、評議員会、運営委員会及び事務局を設置するものとする。

(評議員会)

第4条 前条に定める評議員会は、機構への入会及び退会の承認を行い、運営委員会から報告を受け、機構の活動について高度な視点での助言を行う。また必要に応じて、運営委員会に勧告を行うことができるものとする。

2 評議員会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 第3条に定める運営委員会は、評議員会の下に設置し、機構の運営に当たる。

2 運営委員会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 第3条に定める事務局は、評議員会と運営委員会にかかる庶務と事務を担当する。また事務局は、当分の間、信州大学に置き、各大学等、各関係機関及び団体等との連絡調整を行う。

2 事務局の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して5年間とする。ただし、その間の連携内容と協力内容の評価を行い、4大学の合意により更新することができる。

(その他)

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、運営委員会において協議の後に、4大学協議の上で定めるものとする。

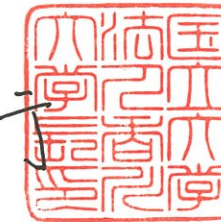
この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、4大学署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月24日

香川県高松市幸町1-1
国立大学法人香川大学長

理事・副学長

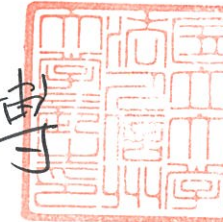
寛善行



片岡 研 雄

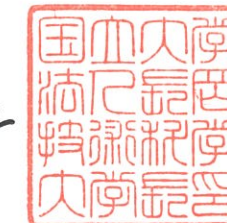
長野県松本市旭3-1-1
国立大学法人信州大学長

濱田 州 博



新潟県長岡市上富岡町1603-1
国立大学法人長岡技術科学大学長

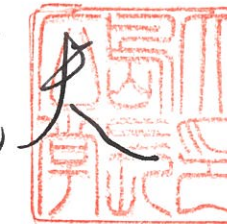
東 信 彦



広島県東広島市鏡山1-3-2
国立大学法人広島大学長

理事・副学長

越智 光 夫



宮谷 真 人